

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年4月6日

分任契約担当官 陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 原口 誠二

1 工事概要

- (1) 工事名 海田市（R5）4号隊舎2階女子便所改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。  
建築工事、管工事
- (4) 工期 令和5年7月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和4、5、6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築工事一式」又は「管工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築工事一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定

通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 2級建築工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。
- なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ・ 1級建築工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士の資格を有する者
  - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。
- イ 平成18年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊

担当 里平

TEL 082-822-3101（内線2340） FAX 082-823-4226

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年4月6日から令和5年4月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこととし、郵送等を希望される場合は、送料負担は希望者負担とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年4月20日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和5年5月22日 午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年5月23日 午前9時00分

イ 場所 陸上自衛隊海田市駐屯地 会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収します。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付するものとする。なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は請負代金額の10分の3）以上とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認めら

れるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定主任技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 契約書作成の要否  
要
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。(様式随意)
- (15) 詳細は、入札説明書による。

## 工事仕様書

- 1 工事件名 海田市（R5）4号隊舎2階女子便所改修工事
- 2 工事場所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田駐屯地）
- 3 工期 契約締結日から令和5年7月31日
- 4 工事概要

トイレ内部改修 1式（細部図面・設計数量表参照）

- 5 一般事項

- (1) 適用基準等

本工事の施工は、本仕様書によるほか、設計図、公共工事標準仕様書・標準図、各メーカーの施工法に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、監督官との協議による。

- (2) 安全確保

施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において原形に復旧するものとする。

- (3) 現場管理

ア 元請負者が下請負者と契約して行う工事では、契約後、請負者が監督官へ「施工体制台帳」を提出しなければならない。

イ 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全対策の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。

ウ 工事内容に応じて危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意喚起すること。

エ 各種資格を必要とする工事については確実に有資格者が施工を行うこと。

- (4) 工事写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築・建築設備編」を参考とすること。

- (5) 発生材の処理

請負者は、施工により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出する。

- (6) 産業廃棄物の処理等

本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分する。

また、アスベストの含有の可能性がある撤去資材については、事前にアスベスト調査を実施し、法の定めた処置を確実に実施する。

## (7) 主要資材

本工事に使用する資材は本設計図書に適合するものとし、すべて新品とする。

## 6 特記事項

### (1) 官給品支給

本工事において使用する一部資材について官給品一覧表のとおり官側から支給する。

### (2) 各種測定等

本工事において水圧試験、満水試験等共通仕様書に記載されている試験については、別途試験・測定報告書を作成し、官側に提出する。

### (3) 材料承認・施工図等提出

ア 図面に記載している資材や製作物については速やかに材料承認願いを提出し、監督官の承認を得て発注を行うこと。

イ 材料承認願と併せて施工図が必要なものは施工前に監督官に提出する。

### (4) アスベスト含有調査

大気汚染防止法および石綿障害予防規則の改正に伴い、契約後すみやかに事前の調査を実施する。調査方法については関係法令等を遵守すること。

調査対象検体については5検体としているが、該当検体数については契約後すみやかに精査し監督官と調整すること。

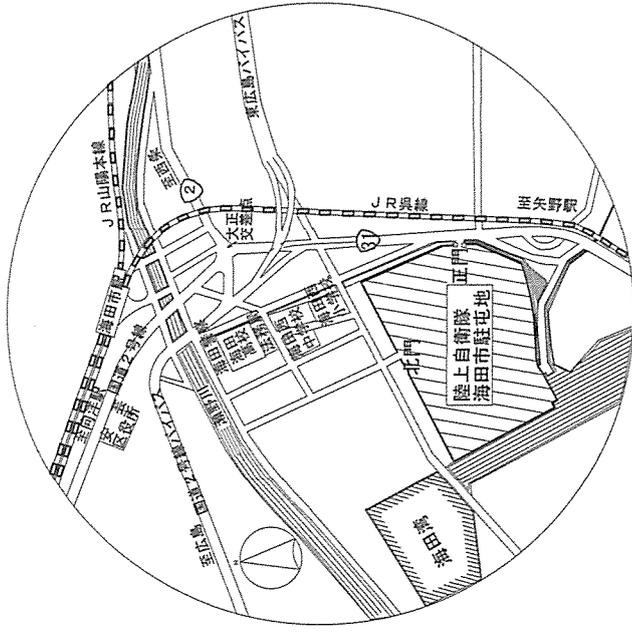
調査結果によりアスベストの含有となった場合は、産業廃棄物処理について監督官と協議を行い、契約金額の変更が必要な場合は設計変更で対応する。

## 7 提出書類

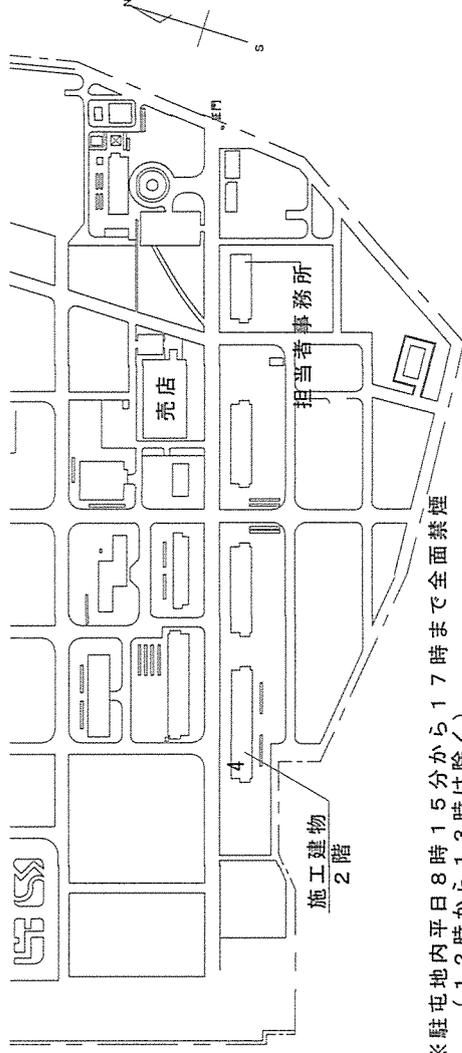
監督官が指示する書類

## 8 完成検査

本工事の完成検査は、現場検査及び書類検査の受検態勢が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に検査官により実施する。



案内図 NS



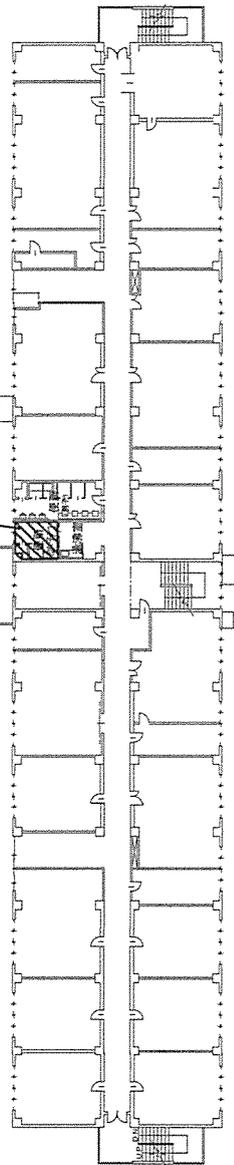
※駐屯地内平日8時15分から17時まで全面禁煙  
 (12時から13時は除く)  
 ※作業場所及び売店以外の建物は原則立入禁止

配置図 S=1:6000

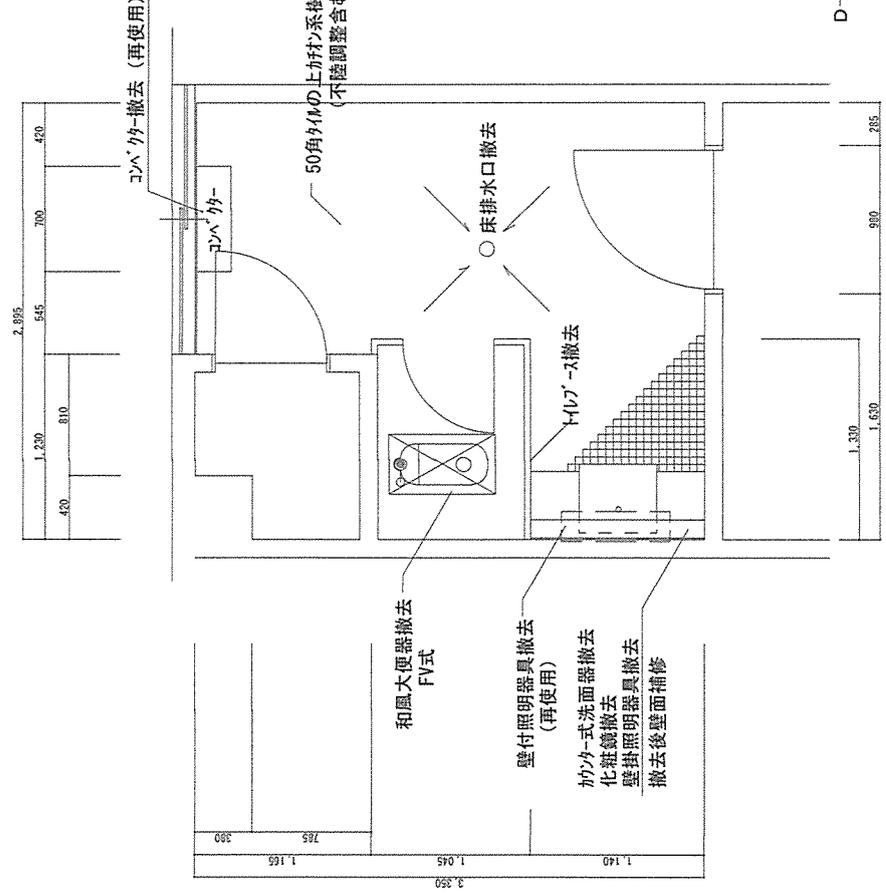
工事件名	海田市 (R5) 4号隊舎2階女子便所改修工事	図面名称	案内図・配置図	縮尺	図面番号
				図示	3 / 15

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊管理科営繕班

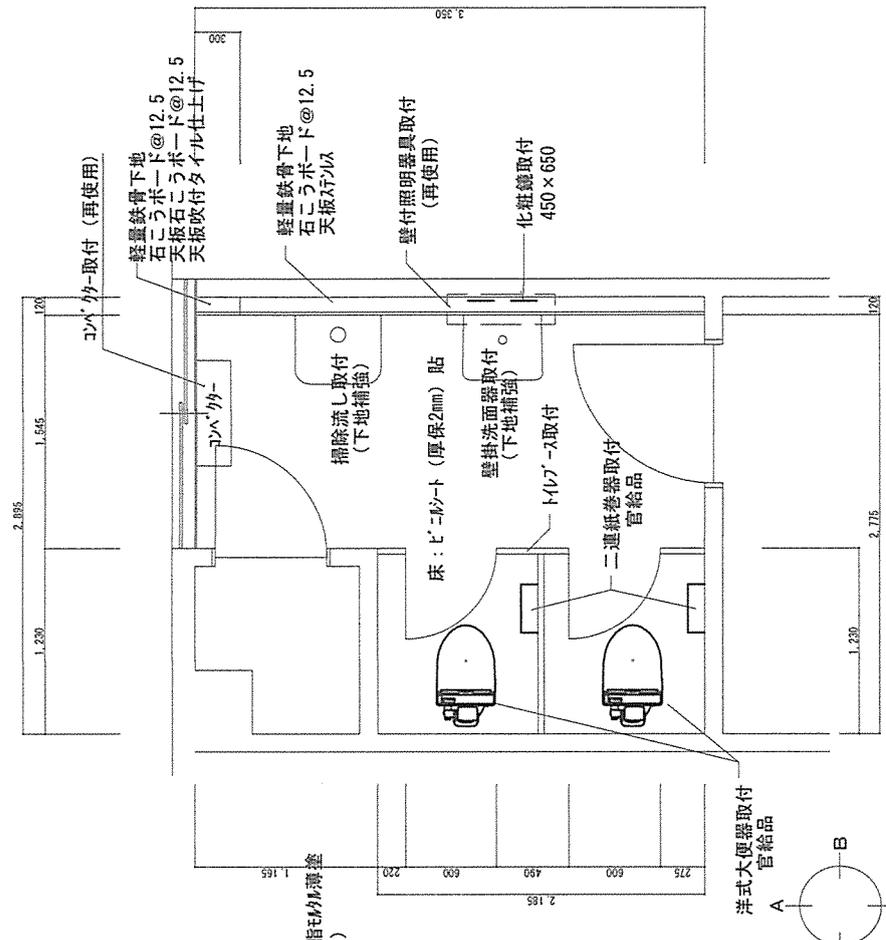
施工場所  
1階天井ボード張替含む



2階平面図



既設平面詳細図



改修平面詳細図

工事件名

海田市 (R5) 4号隊舎2階女子便所改修工事

図面名称

【4号隊舎】2階建物平面・女子便所既設・改修平面詳細図

縮尺

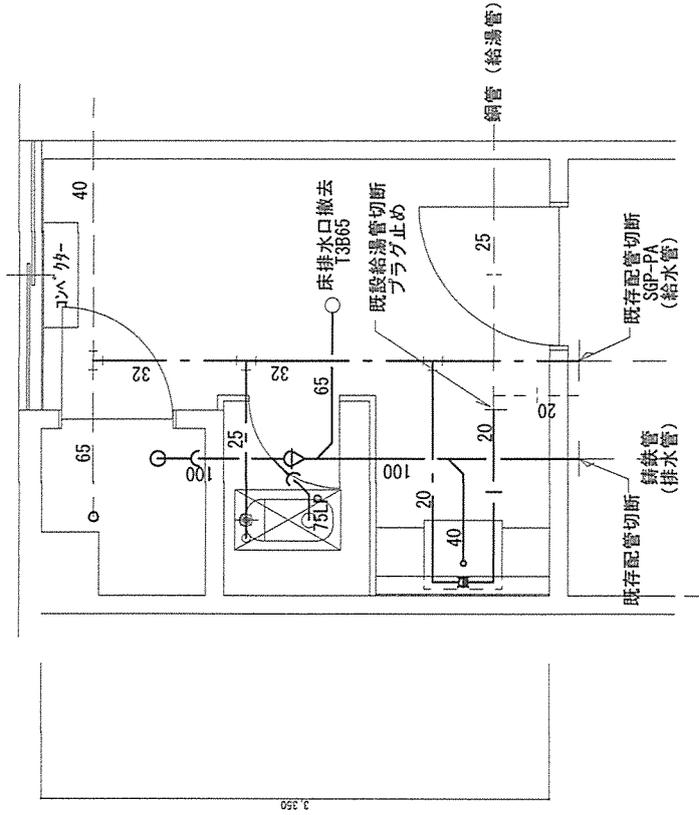
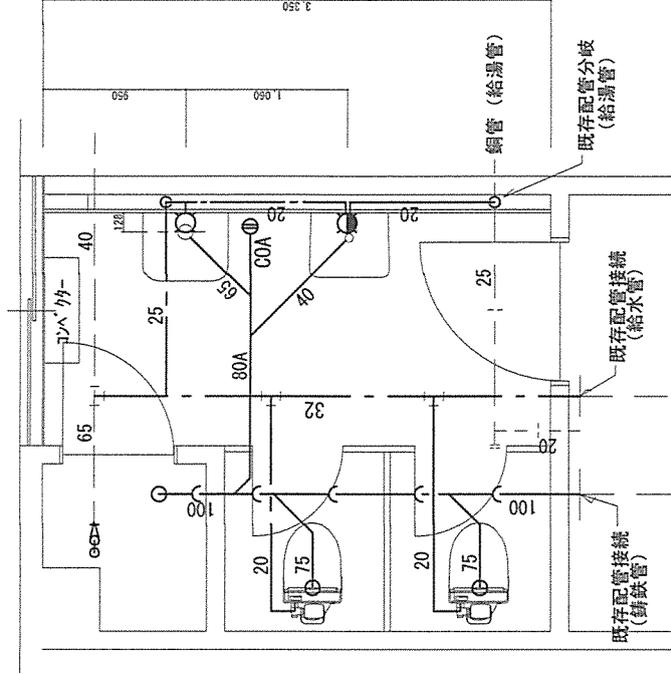
1:600・1:50

図面番号

4/15

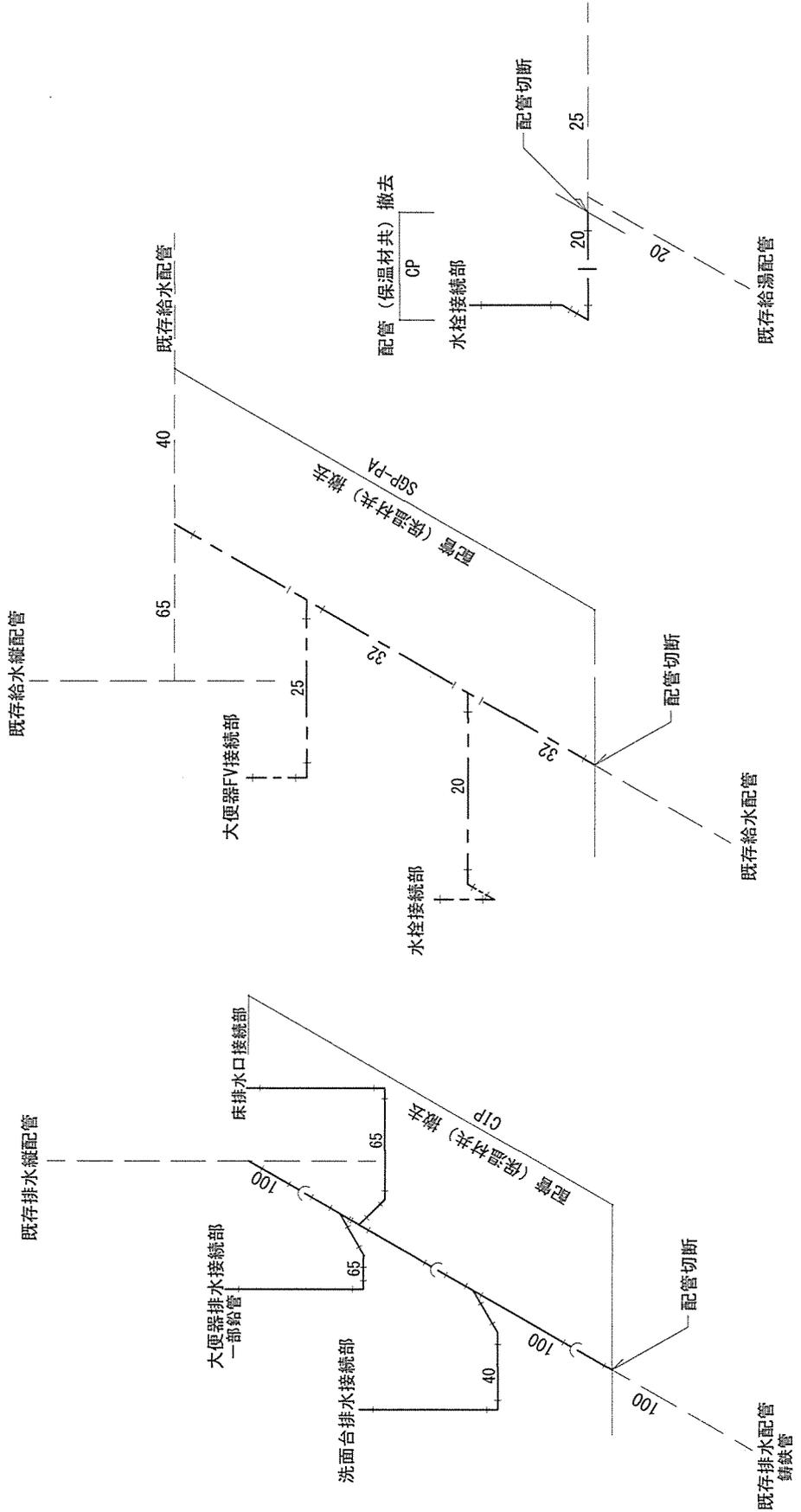
陸上自衛隊海田市駐屯地業務管理科營繕班





改修平面詳細図

既設平面詳細図  
(実線部撤去)

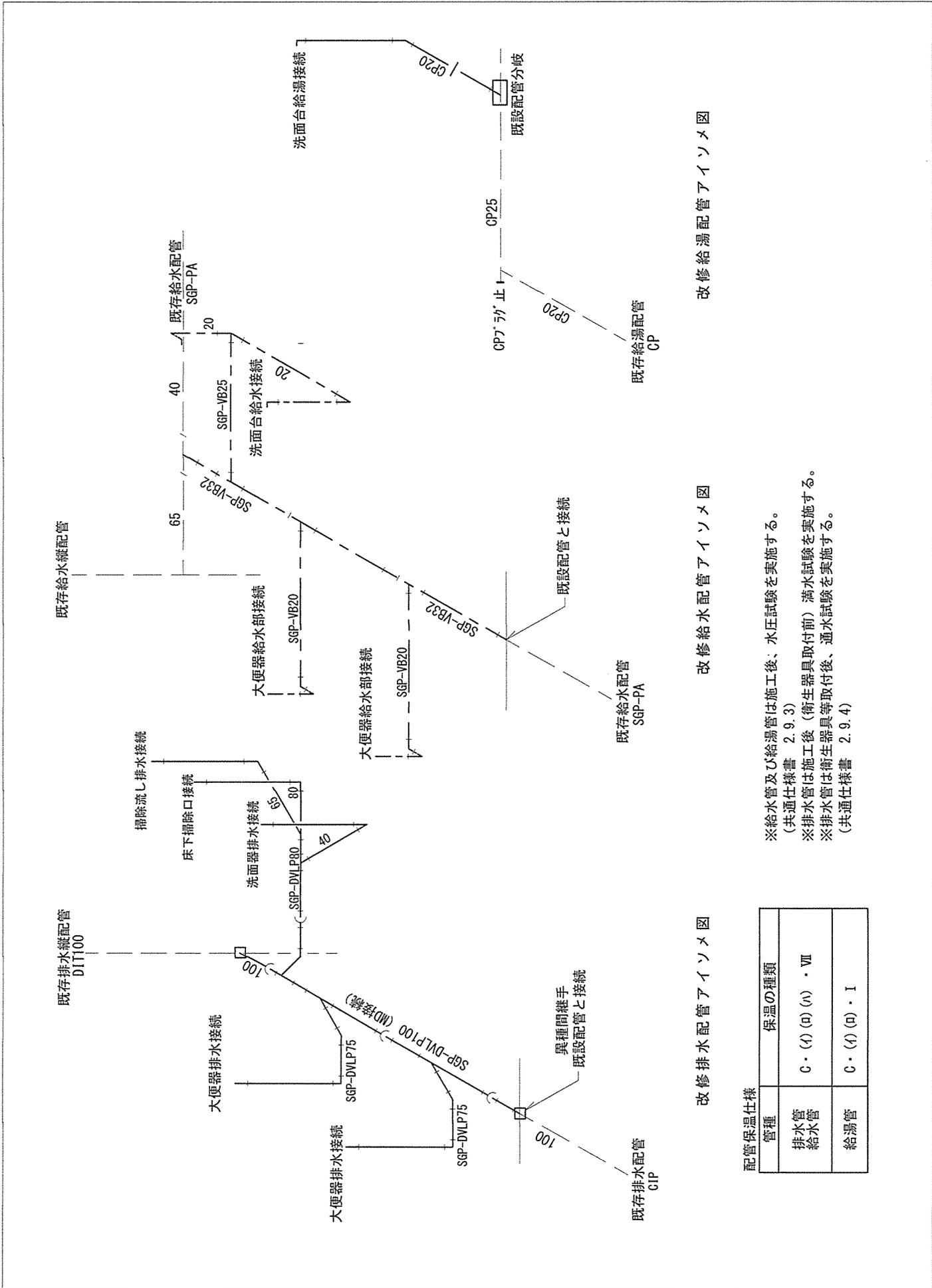


既設排水配管アインメ図

既設給水配管アインメ図

既設給湯配管アインメ図

工事件名	海田市 (R5) 4号隊舎2階女子便所改修工事	図面名称	2階女子便所各種配管既設アインメ図	縮尺	1:50	図面番号	7/15
陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊管理科営繕班							



改修排水配管アインメモ図

改修給水配管アインメモ図

改修給湯配管アインメモ図

配管保温仕様

管種	保温の種類
排水管 給水管	C・(4) (D) (A) ・ VII
給湯管	C・(4) (D) ・ I

※給水管及び給湯管は施工後、水圧試験を実施する。  
 (共通仕様書 2.9.3)  
 ※排水管は施工後(衛生器具取付前) 満水試験を実施する。  
 ※排水管は衛生器具取付後、通水試験を実施する。  
 (共通仕様書 2.9.4)



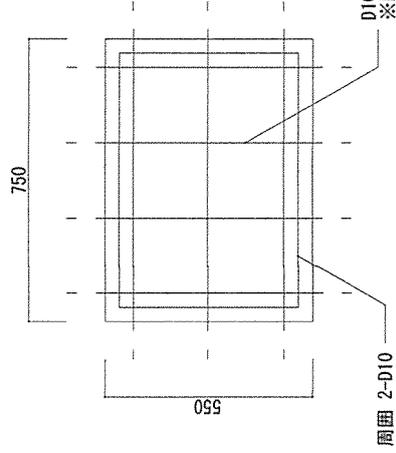
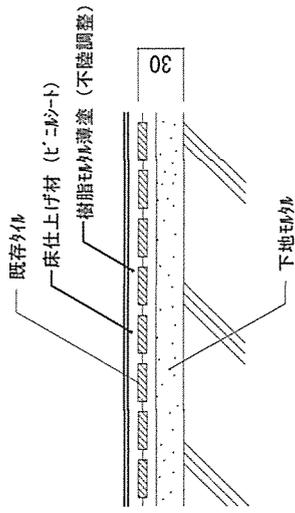
床改修仕上詳細図

S=1/5

床便器開口部鉄筋コンクリート打設詳細図

S=1/20

タイル(200角未満) → ビニル床シートに改修



配管ハック詳細図

S=1/30

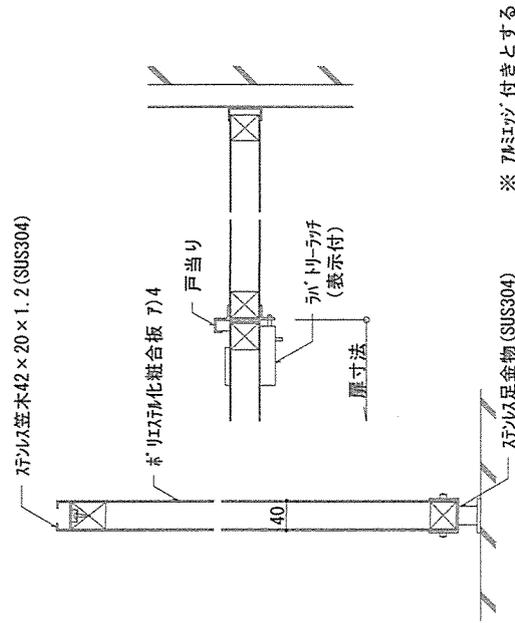
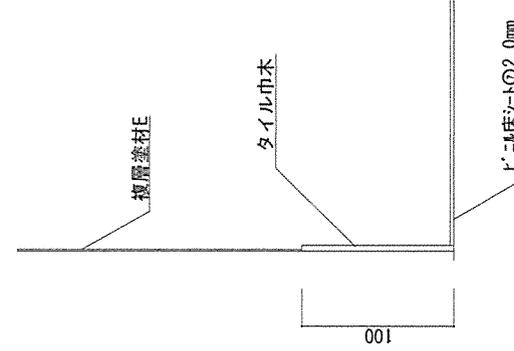
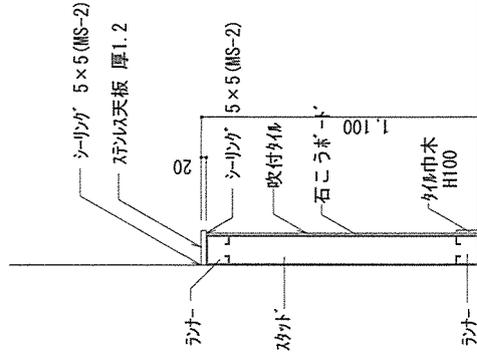
床材+幅木詳細図

S=1/20

トイレアス詳細図

S=1/20

※衛生器具取付部は補強を行う。



工事件名

海田市 (R5) 4 号隊舎 2 階女子便所改修工事

図面名称

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊管理科営繕班

各部標準詳細図

縮尺

図示  
10/15

図面番号

工事件名	海田市 (R5) 4号隊舎2階女子便所改修工事 官給品一覧表		仕様書 番号	11/15
	品名	メーカー品番		
<b>床置床排水大便器セット</b>				
(1組当たりの構成品目)				
大便器	TOTO CS464M	1	台	R4年3月納入品 (R3年度)
大便器自動フラッシュバルブ	TOTO TEVNI0EC	1	個	R4年3月納入品 (R3年度)
ウォシュレット	TOTO TCF5830S+TCA350	1	個	R4年3月納入品 (R3年度)
ウォシュレット接続金具	TOTO TH343R	1	組	R4年3月納入品 (R3年度)
柵付き二連紙巻器	TOTO YH702	1	組	R4年3月納入品 (R3年度)
<b>官給品納入金額 合計</b>				<b>¥458,000</b>

仕様書番号

12/15

## 設計数量表

項目	名称	摘要	単位	所要量
I 新築建築工事				
1 コンクリート工事				
(1) 土間コンクリート打	750×550mm×t150	差し筋含む	箇所	1
2 防水工事				
(1) シーリング	変成シリコン系	カーパ ック天板5×5	m	6
(2) シーリング	変成シリコン系	天井目地等	m	22
3 タイル工事				
(1) 内装壁タイル	磁器質タイル200×100	接着張り	m <sup>2</sup>	1
4 金属工事				
(1) 軽量鉄骨壁下地	カーパ ック スタッド 100形 @300	直貼用	m <sup>2</sup>	4
(2) 天板ステンレス	ステンレス厚1.2mm	W120程度	m <sup>2</sup>	1
(3) 壁下地補強			箇所	2
5 左官工事				
(1) 床モルタル塗り	樹脂モルタル塗	張物下地	m <sup>2</sup>	8
(2) 下地調整塗装	セメント系下地調整塗材	JIS A 6916	m <sup>2</sup>	20
(3) 吹付タイル	複層塗材E	ゆず肌状	m <sup>2</sup>	23
6 塗装工事				
(1) 素地ごしらえ	ボード面	B種	m <sup>2</sup>	3
(2) アクリル樹脂系非水分散形塗料塗		ボード面 B種	m <sup>2</sup>	8
7 内装工事				
(1) 床ビニールシート張	厚2.0mm		m <sup>2</sup>	8
(2) 壁石こうボード張	厚12.5mm 不燃 突付		m <sup>2</sup>	4
(3) 天井防水ボード張	厚9.5mm 不燃 目透かし		m <sup>2</sup>	8
8 仕上ユニット工事				
(1) トイレブース設置			穴	2
II 改修建築工事				
1 仮設工事				
(1) 墨出し	内部改修	複合改修	式	1
(2) 養生	内部改修	複合改修	式	1
(3) 整理清掃後片付	内部改修	複合改修	式	1
(4) 内部仕上足場	脚立足場	一般	式	1
2 撤去工事				
(1) 既存塗装面の下地調整		珪藻土面 RB種	m <sup>2</sup>	21

仕様書番号

13/15

## 設計数量表

(2) 天井ボード撤去		一重張 一般	m <sup>2</sup>	8
(3) トイレース撤去			m <sup>2</sup>	5
(4) 撤去材運搬	小規模・人力積		式	1
(5) 産業廃棄物処理			式	1
III 新営機械設備工事				
1 配管工事				
(1) 水道用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		ねじ接合	m	8
	機械室・便所配管	SGP-VB 20A		
(2) 水道用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		ねじ接合	m	1
	機械室・便所配管	SGP-VB 25A		
(3) 水道用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		ねじ接合	m	4
	機械室・便所配管	SGP-VB 32A		
(4) 排水用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		MD継手接合	m	2
	機械室・便所配管	SGP-DVLP 40A		
(5) 排水用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		MD継手接合	m	2
	機械室・便所配管	SGP-DVLP 65A		
(6) 排水用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		MD継手接合	m	4
	機械室・便所配管	SGP-DVLP 75A		
(7) 排水用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		MD継手接合	m	3
	機械室・便所配管	SGP-DVLP 80A		
(8) 排水用硬質塩化ビニルパイプ鋼管		MD継手接合	m	3
	機械室・便所配管	SGP-DVLP 100A		
(9) 銅管	機械室・便所配管	CP20A	m	2
2 保温工事				
(1) 給水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	20A	m	8
(2) 給水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	25A	m	1
(3) 給水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	32A	m	4
(4) 排水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	40A	m	2
(5) 排水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	65A	m	2
(6) 排水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	75A	m	4
(7) 排水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	80A	m	3
(8) 排水管	C・(イ)(ロ)(ハ)・VII	100A	m	3
(9) 給湯管	C・(イ)(ロ)・I	20A	m	2
3 給排水衛生設備工事				
(1) 大便器取付	温水便座含	官給品支給	組	2
(2) 洗面器取付	混合水栓 (レバー式)		組	1
(3) 掃除流し取付			組	1
(4) 化粧鏡取付	360×450程度		組	1
(5) 水石けん入れ取付			個	1
(6) 紙巻器取付	2連	官給品支給	組	2

仕様書番号

14/15

## 設計数量表

4 排水設備				
(1)床上掃除口	COA80A		個	1
IV 改修機械設備工事				
1 配管工事				
(1)配管分岐	銅管25A		箇所	1
(2)配管切断	鋳鉄管100A		箇所	1
(3)配管切断	銅管32A		箇所	1
(4)銅管切断	銅管20A		箇所	1
2 はつり工事	機械はつり	壁等貫通孔	箇所	7
3 撤去工事				
(1)給水管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	SGP-PA20A	m	2
(2)給水管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	SGP-PA25A	m	2
(3)給水管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	SGP-PA32A	m	4
(4)排水管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	SGP40A	m	2
(5)排水管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	SGP65A	m	4
(6)排水管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	CIP100A	m	3
(7)給湯管撤去	再使用なし 機械室・便所配管	CP20A	m	2
(8)保温撤去	天井内・PS内	給水管20A	m	2
(9)保温撤去	天井内・PS内	給水管25A	m	2
(10)保温撤去	天井内・PS内	給水管32A	m	4
(11)保温撤去	天井内・PS内	排水管40A	m	2
(12)保温撤去	天井内・PS内	排水管65A	m	4
(13)保温撤去	天井内・PS内	排水管100A	m	3
(14)保温撤去	天井内・PS内	給湯管20A	m	2
(15)和風便器撤去	洗浄弁式		組	1
(16)カウンター式洗面台撤去	再使用なし		組	1
(17)鏡撤去			枚	1
V 新営電気設備工事				
1 配管工事				
(1)1種金属線ぴ	A型25.4mm×11.5mm		m	5
(2)ジョイントボックス	1種金属線ぴ用		個	1
(3)(スイッチ)コンセントボックス	1種金属線ぴ用	A型 1個用	個	1
2 配線工事				
(1)600V絶縁ケーブル	EM-EEF-2.0mm-2C	天井ころがし	m	4
(2)600V絶縁ケーブル	EM-EEF-2.0mm-3C	天井ころがし	m	28
(3)600V絶縁ケーブル	EM-EEF-2.0mm-2C	配管内	m	2
(4)600V絶縁ケーブル	EM-EEF-2.0mm-3C	配管内	m	4

仕様書番号	15/15
-------	-------

## 設計数量表

3 電灯設備				
(1)ﾀﾌﾞﾗｽｲｯﾁ	1P15A×1		個	1
(2)ｺﾝｾﾝﾄ	2P15A×1		個	1
(3)壁付照明器具	15W相当LED照明器具取付		個	1
VI 改修電気設備工事				
1 撤去工事				
(1)壁付照明器具撤去	目隠しプレート	再使用なし	個	1
(2)ｽｲｯﾁ撤去	15A×1目隠しプレート	再使用なし	個	1
(3)ｺﾝｾﾝﾄ撤去	20A×1目隠しプレート	再使用なし	個	1
(4)分電盤改修	ELCB30A→20Aに交換		箇所	1
VII アスベスト調査				
1 アスベスト調査				
(1)採取・自治体への報告		5検体	式	1
(2)分析・調査	JIS A 1481-2	定性分析	検体	5
(3)分析・調査	JIS A 1481-3	定量分析	検体	5

※m及び㎡については設計数量である。